

市長定例記者会見資料



平成 30 年 3 月 23 日	
所 属	生活衛生課
所属長	西村 邦子
電 話	06-6434-2233

犬の鑑札・狂犬病予防注射済票のデザインを一新します！ ～尼子騷兵衛さんのイラストを使用～

1 趣旨

犬の所有者は犬の登録を行うこと（犬鑑札の交付）と、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせること（注射済票の交付）が法律で義務付けられており、これらの鑑札、注射済票はその犬につけておくこととされています。装着は法律で義務付けられているとともに、迷子札の役割も果たしています。

しかしながら、平成27年度（全国平均）の犬の登録率は7割弱、狂犬病予防注射の接種率は5割弱と推計されています。（「厚生労働省全国犬登録数、狂犬病予防注射接種数」及び「一般社団法人ペットフード協会の全国の飼育頭数推計」より）。尼崎市については、平成27年度の接種率は約49%となっています。

犬の鑑札、注射済票は各自治体で作成することとされており、全国的にもユニークなデザインが増えてきています。

このたび、本市出身の漫画家・尼子騷兵衛さんが描いた犬のイラストを、犬の鑑札と狂犬病予防注射済票に使用することになりました。市民に登録と注射が法律で義務付けられていることを知っていただき、登録率、接種率の向上につなげていきたいと考えています。

2 尼子騷兵衛さんからのメッセージ

市民のみなさんへ

「犬は縁があってやってきた大切な家族の一員で犬の登録や予防注射は犬に対する愛情のひとつです。それらの愛情を募らせて、飼い主も犬も幸せなドッグライフを送って欲しいと思います。」

3 交付開始日

平成30年4月1日

4 申請窓口

- 1 尼崎市動物愛護センター（尼崎市西昆陽4丁目1-1）
 - ・ 新規登録申請（犬鑑札の交付）
 - ・ 他市からの転入申請（他市犬鑑札と尼崎市犬鑑札の交換）
 - ・ 狂犬病予防注射済票の交付（狂犬病予防注射済証の提示が必要）



2 尼崎市開業獣医師会所属動物病院（尼崎市からの業務委託）

- ・ 新規登録申請（犬鑑札の交付、当該動物病院で狂犬病予防注射を打つ場合に限り、同時に新規登録を行う事ができます）
 - ・ 狂犬病予防注射済票の交付（当該動物病院で狂犬病予防注射を打つ場合）
- ※ 他市からの転入申請はできません。

3 狂犬病予防定期集合注射会場

- ・ 新規登録申請（犬鑑札の交付、会場で同時に注射を打つ場合のみ）
 - ・ 狂犬病予防注射済票の交付（会場で注射を打ちます）
- ※ 集合注射会場では他市からの転入申請はできません。
- ※ 平成30年4月8日（日）、15日（日）、22日（日） 市内25か所の公園、小中学校校門前、支所等で実施します。

以 上